

令和6年3月中土佐町議会定例会（通常会議）会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和 6 年 3 月 8 日
招 集 の 場 所	中土佐町議会議場
開 会	令和 6 年 3 月 8 日 午前10時00分宣告
開 議	令和 6 年 3 月 8 日 午前10時05分
出 席 議 員	1 番 窪田 和教 2 番 岡 伊三男 3 番 下元 良之 4 番 福永 守恭 5 番 金子 裕之 6 番 濱田 和昭 7 番 下元 道夫 8 番 山本 建生 9 番 中野 大地 10 番 佐竹 敏彦 11 番 高橋 雄造 12 番 中城 重則
欠 席 議 員	なし
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 池田 洋光 教 育 長 岡村 光幸 教 育 次 長 多田 昭介 総 務 課 長 平田 政人 地 域 振 興 課 長 下元 満 まちづくり課長 今橋 順子 建 設 課 長 心得 窪田 広明 農 林 水 産 課 長 山崎 正明 健 康 福 祉 課 長 辻本加生里 町 民 環 境 課 長 黒岩 陽介 会 計 管 理 者 岡村 香奈 税 務 課 長 小松 賢介
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 下元 史温 書 記 小松 舞
町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
委員会提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 3 番 下元 良之 議員 4 番 福永 守恭 議員

令和6年3月中土佐町議会定例会通常会議議事日程〔第1号〕

令和6年3月8日（金）午前10時開会

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期決定の件	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	行政報告	
日程第5	議案第 5 号	中土佐町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第6	議案第 6 号	中土佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について
日程第7	議案第 7 号	中土佐町非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第 8 号	中土佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第 9 号	中土佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第10号	督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第11	議案第11号	中土佐町監査委員条例等の一部を改正する条例について
日程第12	議案第12号	中土佐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第13号	中土佐町漁港管理条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第14号	中土佐町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第15号	中土佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
日程第16	議案第16号	中土佐町水道給水条例等の一部を改正する条例について
日程第17	議案第17号	中土佐町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第18号	中土佐町教育研究所設置条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第19号	令和5年度中土佐町一般会計補正予算（第7号）について
日程第20	議案第20号	令和5年度中土佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第21	議案第21号	令和5年度中土佐町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第22	議案第22号	令和5年度中土佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第23	議案第23号	令和5年度中土佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第24	議案第24号	令和6年度中土佐町一般会計予算について
日程第25	議案第25号	令和6年度中土佐町国民健康保険特別会計予算について
日程第26	議案第26号	令和6年度中土佐町介護保険特別会計予算について
日程第27	議案第27号	令和6年度中土佐町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第28	議案第28号	令和6年度中土佐町簡易水道事業会計予算について
日程第29	議案第29号	令和6年度中土佐町農業集落排水事業会計予算について
日程第30	同意第 4 号	中土佐町教育委員会教育長の選任について
日程第31	委員会の活動報告	

令和6年3月中土佐町議会定例会会議の経過（第1日目）

令和6年3月8日（午前10時開会）

議長（中城重則議長）

ただいまから、令和6年3月中土佐町議会定例会を開会します。（午前10時05分）

議長（中城重則議長）

これから、本日の会議を開きます。

議長（中城重則議長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長（中城重則議長）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会通常会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番、下元良之議員、4番、福永守恭議員を指名をいたします。

議長（中城重則議長）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

佐竹敏彦議会運営委員長。

議会運営委員長（佐竹敏彦委員長）

委員会報告を行います。

3月6日に開催をいたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の会期日程について審議いたしました結果、令和6年3月中土佐町議会定例会の会期日程は、本日8日開会、本会議延会後、第1委員会室において予算決算常任委員会及び全員協議会を行います。

9日から17日は休会とし、付議事件・熟読精査といたしますが、このうち11日と12日は午前9時から予算決算常任委員会を行います。

18日と19日は本会議、午前10時より一般質問を行います。

20日から24日は休会とし、付議事件・熟読精査といたします。

25日は本会議、午前10時より町長提出の付議事件の審議等を行い、散会といたします。

26日から5月31日までは休会といたしますが、必要に応じ本会議を開きます。

また、会期中、適宜、委員会を行います。

以上、本日3月8日から5月31日までの85日間と決定いたしましたので、ご報告をいたします。

議長（中城重則議長）

3月定例会の会期は、ただいまの委員長の報告のとおり、本日8日から5月31日までの85日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日8日から5月31日までの85日間と決定をしました。

議長（中城重則議長）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長からの12月定例会通常会議以降の諸般の報告につきましては、お手元に配付をしました議会活動のとおりであります。

なお、この中で、高知県町村議会議長会から私が感謝状と記念品を拝受しましたので、ご報告をします。

次に、監査委員から令和5年11月分、12月分、令和6年1月分に関する例月出納検査報告書の提出がありました。報告書の写しを配付しております。

なお、添付資料につきましては、監査委員事務局に保管をしてありますので、適宜閲覧を願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議長（中城重則議長）

日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

それでは、ただいまより5件にわたりまして行政報告を行います。

まず、1点目でございますが、令和6年度の地方財政見通し並びに予算編成について申し上げます。

令和6年度の地方財政におきましては、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が住民のニーズに応えつつ、こども・子育て政策の強化など、様々な行政課題に対して行政サービスを安定的に提供できますよう、交付団体ベースの一般財源総額につきまして、令和5年度を5,545億円上回る額が確保されたところでございます。

これによりまして、令和6年度の地方財政計画の規模につきましては、前年度から1兆6,038億円増しの9兆3,388億円となったところでございます。また、本町の財政運営にも大きな影響を及ぼします臨時財政対策債を含めました実質的な地方交付税の総額は、前年度から2,342億円減の1兆9,215億円となっております。

一方で、本町の令和6年度の一般会計当初予算につきましては、歳入歳出総額が7億6,555

0万1,000円となりまして、令和5年度と比べますと、率にして14.9%、9億9,441万円の増加となっております。このことは、久礼小学校長寿命化改修事業や新美術館建設事業、ヘリコプター緊急離発着場整備事業、こういった大型の普通建設事業が計上されておりますことが主な要因となっております。このほか、子育て支援策を主軸といたしました人口減少対策に積極的に取り組むとともに、高齢者支援や南海トラフ地震対策、地場産業の振興などといった各分野における課題にも、引き続き取り組む予算となっております。

予算の編成に当たりましては、国・県の補助金や有利な地方債を当然に活用しつつ、未来・夢基金、防災対策加速化基金などの特定目的基金も積極的に活用しておりますところでございます。また、当初予算時点での一般財源の不足に対しましては、公債費負担の軽減といたしまして、減債基金の取崩しを行った上で、財政調整基金を約2億3,500万円取り崩すことにより対応したところでございます。

さて、今後の地方財政につきましては、経済財政運営と改革の基本方針2021におきまして、令和6年度までの地方の一般財源総額の確保が約束されておりますものの、世界情勢の混迷やインフレ圧力と欧米各国の金融引締めによる世界経済の下振れリスクなど、日本経済を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にございまして、令和7年度以降の地方財政の動向に影響を及ぼすのではないかと危惧しております。

本町におきましては、これからも持続可能な財政運営を継続していくために、国・県の動向を注視しながら、効率的・計画的な財政運営を引き続き行ってまいりますので、議会におかれましても、一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、防災に関する取組についてご報告をいたします。

初めに、高知県道路啓開計画におきまして、南海トラフ地震が発生時に長期の孤立が予想されます上ノ加江・矢井賀両地区におきましては、令和4年7月に発生した線状降水帯を伴う豪雨による土砂崩れによって県道が閉塞したことは、いまだ記憶に新しいところでございます。例年のように夏から秋は大雨洪水警報が発令される中、こうした災害の発生頻度は地震以上に高くなることを踏まえまして、上ノ加江地区におけるヘリコプター緊急離発着場の整備を早急に行うべきと考えまして、危機管理室に対応の指示を行っておりました。

本年度は、上ノ加江地区のヘリコプター緊急離発着場の設計に関する予算を計上いたしまして、その規模や詳細な位置について検討を行ってまいりました。幸いにも地権者、関係者のご理解を得ることができましたので、今議会に付議いたします当初予算におきまして、関係工事費を上程しておりますところでございます。

工事の場所に関しましては、地区の主要避難場所である上ノ加江小学校の南西側を予定をしております。40m四方のヘリポートを整備するため、周辺の造成や接続路等を含む大規模なものとなっております。完成した暁には、上ノ加江スポーツ文化センター側から小学校への迅速な津波避難も可能となるよう、接続避難路の整備なども含めまして、さらに防災機能が強化されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度建築工事を進めておりました山内資機材倉庫でございますが、来週13日には完成検査を予定しております。上ノ加江地区におきまして2件目となる防災備蓄倉庫が完成することになります。この倉庫は、南海トラフ地震発生時に対応できますように、津波浸水区域外となる山内地区に整備を進めてまいりましたが、交通遮断など長期孤立を想定した場合、現在の上ノ加江小学校資機材倉庫だけの備蓄量は十分でないということを考慮いたしまして、上ノ加江地区はもとより、矢井賀地区への物資搬送も想定をした大規模な防災備蓄倉庫となっております。

また、建築に関する協議を進めていく中で発生いたしました令和3年及び令和4年の上ノ加江地

区における大雨浸水被害を受けまして、将来の発生に対応すべく約40名の皆さんが避難可能なスペースを確保するとともに、簡易なキッチンに加え、非常用発電設備を備え付けておるところでございます。「仏作って魂入れず」ということわざのとおり、いくら優れた防災施設を設けたといいたしましても、それを利活用し、実際の災害時に役立てていくのは地元住民の皆様でございますので、上ノ加江地区自主防災会の皆様には、日頃の話合いや各種会合、防災訓練などを通じまして、有事の際に機能し得る組織づくりに励んでいただいております。

今後は、上ノ加江地区全体での当防災備蓄倉庫の活用や訓練の実施などを通じまして、長期的かつ適切な維持管理を行っていただきますよう、協議も進めてまいります。

次に、中土佐町物価高騰対策プレミアム付商品券事業についてご報告をいたします。

ロシアのウクライナ侵攻に始まる資源価格の上昇や円安による輸入価格の上昇など、依然として物価高騰が続いておりまして、家計負担への影響が長引いております。このため、買い控え傾向がコロナ後に改めて意識をされておりました、町民の生活を支える地元店舗等、事業の経済活動が停滞していくことが危惧をされております。

これを受けまして、本町では国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用した中土佐町物価高騰対策プレミアム付商品券事業を予定をしておりました、関連する補正予算をさきの2月臨時議会においてご承認をいただいたところでございます。

本事業につきましては、プレミアム付商品券を発売することによりまして、町民の皆様の消費や暮らしを支え、地域経済の活性化を図るため実施するものでございますが、今回は、これまでの紙による商品券の発行に加えまして電子化した商品券を発行することで、町民及び事業者における買物体験を通じたデジタル化の推進を図ることとしております。

対象者につきましては、基準日時点において中土佐町に住民票がある方となっております、世帯を一つの単位とし、世帯の人数分までを購入することが可能とする予定でございます。価格につきましては、1冊5,000円で販売し、紙の商品券で購入する場合につきましては3,000円分のプレミアムが付与されます。そして電子商品券で購入する場合につきましては、さらに2,000円分を上乗せいたしまして、5,000円分のプレミアムを付与する予定でございます。つまり、5,000円のものが8,000円になったり、あるいは1万円になるということでございます。

今回の電子による商品券事業につきましては、初の試みでございまして、委託業者につきましては、最も優れた提案をした企業を契約の候補者として選定するプロポーザル方式で公募を行いました結果、高知信用金庫を優先契約候補として決定をいたしまして、現在、契約手続を進めておるところでございます。

ご案内のとおり、高知信用金庫が提供いたします独自のデジタル通貨「ジモッペイ」が3月下旬にサービス開始となる予定でございますけれども、本町では、この仕組みを活用した商品券事業といたしまして、6月中の開始を目指しまして準備を進めているところでございます。高知に特化した「ジモッペイ」は、加盟店として申し込むときには端末の新規導入が不要ということで、費用がかかりません。併せて月額基本料金が無料であるなど、参加いただく町内事業所の皆様の負担感も少なく、今後も県内他の事業へ応用していくことで、将来性や拡張性も期待できるものと伺っております。議員各位におかれましては、事業の趣旨をご理解いただきますとともに、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、中土佐町子どもセンターの運営につきまして、新年度から組織を見直しまして、体制を一新することといたしましたので、ここにご報告を申し上げます。

中土佐町子どもセンターも令和4年の開設から間もなく2年が経過しようとしておりますが、こ

の間、当初の目的であります児童福祉に関する様々な相談やサービス窓口の利便性向上、そして妊娠期から子育て期まで切れ目ない包括的な支援が行えますよう、ワンストップサービスの提供に努めてきたところでございます。

こうした中で、当センターにおける人員配置は、保健師、社会福祉士等の専門職を中心とし、センター長につきましても保健師を選任をしておりましたが、職員の統括及び教育分野での機能拡張、さらには子育て分野で効率的な利便性向上を図るために、新年度より一般職2名を増員することとしております。そのうち1名は、今議会に上程をいたしております中土佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、これにより新たに任用するセンター長を充てまして、もう一名につきましては、健康福祉課内にごございます児童手当及び子ども医療等を担当する児童福祉系の職員を当センターに移しまして、さらなるワンストップサービスの推進を図ってまいります。

また、当センター開設時から健康福祉課所管としておりました適応指導教室及びスクールソーシャルワーカー事業を以前のように教育委員会の所管といたしまして、併せて役場庁舎の同事務所内にあります教育研究所を当センターに移転をすることによって、相互の情報共有や継続的な対応につなげまして、学校教育における不登校支援やいじめ問題に対する施策をより強化してまいりたいと考えております。

こどもセンターの運営に関しましては、国が実施する異次元の少子化対策への取組を受けまして、全国的にもこの数年で制度の拡充や新設事業が増えてきておるところであります。直近の改正児童福祉法でも、全自治体に対し子ども家庭センターの設置が努力義務化されておりますが、併せて母子保健と児童福祉両部門が連携及び協働を深めることによりまして、虐待への予防的な対応を講じるための切れ目ない相談支援体制を構築するよう求められているところでございます。

本町では、県内他自治体に先駆けまして、中土佐こどもセンターが既にその業務に当たっているところではございますが、国が求める設置要件のうち、母子保健、児童福祉、この両方に精通した統括支援員が未設置の状態でございますので、今回はその配置も視野に入れた組織改編を行うものでございます。

当センターにつきましては、これまでどおり健康福祉課が主管課となることに変わりはありませんが、新年度からは、子供の福祉分野はもとより、教育面での一層の充実が図られることとなりますので、これらを統括するセンター長には、経験豊富な教育分野での高い見識と、的確な指導を発揮できる方を想定しているところでございます。

今後も子供子育てに関しまして、福祉部門と教育部門の一体化による利便性と機能向上を推進しながら、中土佐町の児童及び保護者のためのセンター運営を実施してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

最後に、第6回中土佐町立美術館大賞展についてご報告を申し上げます。

平成26年に中土佐町立美術館開館25周年を記念いたしまして、「芸術は土佐の海浜より」をコンセプトに、初めての中土佐町立美術館大賞展が開催されたところでございます。

ご案内のとおり当美術館は、本町の矢井賀出身で菱高精機株式会社の創始者でいらっしゃいます故町田菊一氏が、ふるさとの皆さんに本物の美術に触れてほしい、こういった思いから、建物をはじめ約700点に上る収蔵品に至るまで全て寄附いただいたものでございます。国内外を問わず集められました作品群につきましては、これまで多くの美術ファンを魅了してまいりました。

当該大賞展は、小さな町の美術館が単独で行った公募展にもかかわりませず、日本洋画壇の重鎮であられます奥谷博画伯が審査されるという話題性や、市川館長の幅広い人脈によりまして、全国から90点に上る力作が寄せられ、好評を博したところでございます。反響の大きさからも、また美術館の存在価値を高めるためにも、この取組を続けていきたいとの思いは膨らんでおりましたが、

こうした催しにつきましては、企画力はもとより人脈、多額の費用も必要となつてまいります。

そんな私たちの思いを察してか、故町田氏のご子息であります町田淳一郎現社長のほうより、ぜひこの大賞展を今後とも続けてくださいと多額のご寄附をいただきまして、以降ビエンナーレとして隔年開催をできておりますことには、町田様のお力添えの賜であると感謝に堪えないところでございます。

第6回目となる今回につきましては、今年1月5日から2月5日まで全国公募を行いました結果、四国4県をはじめとする9府県から合計119点が出品をされました。今回の審査につきましては、第4回に引き続き、京都市立芸術大学名誉教授でいらっしゃいます日本画家の浅野均先生をお願いをすることとなりまして、去る2月19日、大賞1点、優秀賞2点、奨励賞4点、入選48点、合計55点の作品が選出をされたところでございます。

大賞には、久礼在住の小川智子さんの「夢に遊ぶ」が選ばれ、町内作家として初受賞の快挙を成し遂げられました。この作品は、「広報なかとさ」3月号の表紙を飾りますとともに、美術館の収蔵品として購入いたしまして、当館のコレクションの一部とさせていただくことにしております。そのほか、町内からは、久保美壽子さん、西岡育勇さん、浜田悦子さんが入選をされましたことを、美術館の立地町として大変うれしく思う

ところでございます。そして、この大賞展が地道に作製に励んでおられます作家の皆様にとりまして、一つの登竜門として定着してきたのではないかと感じるところでございます。

3月2日には、入賞、入選されました皆様のご出席の下、表彰式が執り行われまして、遠路駆けつけてくださいました町田様からご祝辞を賜った後、作家の皆様方に自らの作品にかけた思いを語っていただくギャラリートークが行われました。私は、あらかじめ入賞作品を拝見をしており、その図案や色使い、質感、精緻さ、こういったものに感動しておりましたが、作家の皆さんから思いを伺って改めて作品を鑑賞してみますと、絵が持つ深みや存在感、こういったものがより一層強く感じられ、魅了された次第でございます。

美術館の高台移転計画が順調に進むといたしますと、現在の美術館で行われる最後の大賞展となりますが、これまでの10年間の積み重ねが、町内作家に大賞を含め、すばらしい受賞結果をもたらしてくれましたことは、町民の皆様にとりましても大きな誇りとなるとともに、新美術館に対する期待感がさらに高まっていくのではないかと期待をしておるところでございます。

今議会には、町立美術館に関する移転建設工事費を上程させていただいておりますので、議会の同意をいただきましたならば、来年秋の完成を目指して工事を進めてまいる所存でございます。

つきましては、議員各位におかれましては、今後とものご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

以上、行政報告といたします。

議長（中城重則議長）

以上で行政報告を終わります。

議長（中城重則議長）

日程第5、議案第5号、中土佐町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第30、同意第4号、中土佐町教育委員会教育長の選任についてまでを一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第5号、中土佐町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、県内市町村における特別職及び議員に対する期末手当の支給割合の改定状況を鑑みまして、去る2月2日、中土佐町特別職報酬等審議会に当該期末手当の支給割合を引き上げる改定につきまして諮問をいたしました。

概要といたしましては、期末手当の支給割合が平成18年度の年3.0月が令和5年度では年2.45月と年々減少をし続けておりまして、また、同支給割合につきましても、本町に近かった町村におきましても、令和5年の人事院勧告を受けまして、これを引き上げる改定が相次いでおりますことから、同日の答申におきまして、新年度より本町における特別職及び議員に対する期末手当の支給割合を、隣接する四万十町及び津野町と同じ年2.9月に改定をすることが適当であると示されました。

よって、来年度6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月引き上げるよう、本条例に所要の改正を加えるものでございます。

次に、議案第6号、中土佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてでございますが、こどもセンター長の職を任期付職員として採用いたしたく、福祉及び教育に関する専門的な知識経験をもって当該業務に対応させるために、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、本条例を定めるものでございます。

次に、議案第7号、中土佐町非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬を業務負担や従事する期間に応じて見直しますとともに、保育所嘱託医と小中学校医の年額報酬を引き上げるなど、所要の改正を加えるものでございます。

次に、議案第8号、中土佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給できるよう所要の改正を行いますとともに、行政事務で新たに地域プロジェクト事務局長の職を設けまして、教育職等においては町立美術館長、学芸員及びスクールソーシャルワーカーの報酬を改定いたしまして、新たに適応指導教室支援員の職を加えるものでございます。

次に、議案第9号、中土佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が来月1日から施行されるのに伴いまして、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を2万円引き上げますとともに、低所得者世帯に対する国保税の軽減判定所得の基準を見直しまして、併せて県内統一保険料に向けた令和6年度における国保税率の段階的改定といたしまして、本条例に所要の改正を加えるものでございます。

次に、議案第10号、督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございますが、町税等の収納に関しまして、地方税統一QRコードを納付書に付した収納方法が全国一斉に開始されましたことに伴いまして、対応する金融機関では納付書に記載の納税額のみでの取扱いとなりまして、納期限を過ぎて督促手数料が発生する場合においては、同窓口でこの追加記載及び上乘せ

収納ができなくなっております。

よって、当該督促手数料に係る納付書発行等の作業及び経費が別途生じることに加えまして、納税者等にもこれのみを後日改めて納付していただく手間も生じますため、町が徴収する他の料金等と合わせまして、督促手数料を廃止するものでございます。

次に、議案第11号、中土佐町監査委員条例等の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、職員の賠償責任に関する規定の条ずれを整理するよう所要の改正を加えるものでございます。

次に、議案第12号、中土佐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございますが、固定資産評価審査委員会の委員長が1年の任期満了となるたびに同会の開催が必要となっておりましたが、委員の参集負担及び業務効率化のため、委員長の任期を当該委員の任期と合わせられるよう、本条例に所要の改正を加えるものでございます。

なお、2月26日に開催いたしました本委員会におきまして、本条例改正に関する議案についてご了承いただいたところでございます。

次に、議案第13号、中土佐町漁港管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定を受けた者のうち、一定の要件を満たす者から新たに徴収する占用料等を定めるとともに、関係する条例について同法の引用規定を整理するものでございます。

次に、議案第14号、中土佐町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、国による介護保険法施行令の一部を改正する政令等の公布に伴いまして、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、1号被保険者の標準段階を現行の標準9区分から標準13区分に多段階化したしまして、標準13区分の標準乗率につきまして、第1段階から第3段階までに係る割合を引き下げまして、今回新たに新設いたします第10段階から第13段階までに係る割合を現行の第9段階の割合と比べ高く設定するよう、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第15号、中土佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてでございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に準じまして、指定地域密着型サービス等の利用に係る身体的拘束等の適正化を推進するよう、関係する条例に所要の改正を加えるものでございます。

次に、議案第16号、中土佐町水道給水条例等の一部を改正する条例についてでございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されましたため、関係する条例について同法の引用規定等を整理いたしまして、併せて督促手数料を廃止するものでございます。

議案第17号、中土佐町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う職員の賠償責任に関する規定の条ずれを整理し、併せて各簡易水道の給水人口及び1日最大給水量を修正するものでございます。

次に、議案第18号、中土佐町教育研究所設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、令和4年度から設置するこどもセンターに中土佐町研究所を加えまして、現在の学校の課題であります不登校やいじめ等に対応し、積極的な学習支援を行いたいと考えております。※「教育研究所」の誤りつきましては、同センターの子育て支援機能の集約と強化によりまして、一層きめ細かく質の高い子育て支援を推進をするため、中土佐町教育研究所を移転をいたしまして、それに伴う住所変更の改正を加えるものでございます。

次に、議案第19号、令和5年度中土佐町一般会計補正予算(第7号)についてでございますが、

歳入歳出それぞれ3億3,528万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億2,166万8,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費4,583万4,000円、民生費5,079万7,000円、衛生費3,088万3,000円、農林水産業費2,539万6,000円、土木費3,945万3,000円、教育費1億3,511万円の減額などとなっております。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金1億725万1,000円、県支出金3,155万円、繰入金3,764万9,000円、町債1億2,720万円の減額及び町税1,321万3,000円、財産収入2,009万8,000円の増額などとなっております、これらを地方交付税7,193万8,000円の減額により財源調整を行ったところでございます。

次に、議案第20号、令和5年度中土佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ374万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,329万円と定めるものでございます。

歳出につきましては、総務費51万8,000円、介護給付費200万円、保険事業費122万5,000円の減額、歳入につきましては、国民健康保険税120万円、繰入金319万3,000円の減額及び県支出金59万8,000円、諸収入5万2,000円の増額となっております。

次に、議案第21号、令和5年度中土佐町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ71万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,722万7,000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、農業集落排水事業費71万1,000円の減額、歳入につきましては、分担金及び負担金9万9,000円、使用料及び手数料113万1,000円の減額及び繰入金51万9,000万円の増額となっております。

次に、議案第22号、令和5年度中土佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ189万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,453万4,000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、総務費230万円の減額及び諸支出金40万9,000円の増額、歳入につきましては、繰入金269万1,000円の減額及び国庫支出金80万円の増額となっております。

次に、議案第23号、令和5年度中土佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ101万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,525万円と定めるものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金101万3,000円の減額、歳入につきましては、繰入金101万3,000円の減額となっております。

次に、議案第24号、令和6年度中土佐町一般会計予算についてでございますが、令和6年度の一般会計当初予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億6,550万1,000円と定めるものでございます。前年度当初予算額と比較いたしまして9億9,441万円の増額などとなっております。

歳出の主なものにつきましては、総務費11億7,248万円、民生費14億9,379万1,000円、衛生費4億1,169万7,000円、農林水産業費4億9,074万9,000円、土木費5億1,748万6,000円、消防費6億4,550万1,000円、教育費14億2,583万3,000円、公債費13億3,322万3,000円などとなっております。

歳入の主なものにつきましては、臨時財政対策債と合わせました実質的な普通交付税総額を30億9,000万円、前年度と比較いたしまして1億1,700万円の増額を見込んでおります。そ

のほか町税５億２２５万８，０００円、地方消費税交付金１億５，６２１万円、国庫支出金６億２，０５５万７，０００円、県支出金４億７，６３９万７，０００円、繰入金７億８，５２１万５，０００円、町債１３億３，２８０万円などを計上したところでございます。

次に、議案第２５号、令和６年度中土佐町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１０億４，２０７万７，０００円と定めるものでございます。前年度当初予算額と比較いたしまして７，３７６万２，０００円の減少となっております。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費７億８，７５８万円、国民健康保険事業費納付金２億２，９４２万７，０００円、保険事業費１，４６１万２，０００円などとなっております。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税１億３，７７９万２，０００円、県支出金８億１４４万４，０００円、繰入金１億２２９万７，０００円などを計上したところでございます。

議案第２６号、令和６年度中土佐町介護保険特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１４億８５１万２，０００円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしまして９，２６１万８，０００円の増額となっております。

歳出の主なものにつきましては、総務費１，５２１万３，０００円、保険給付費１３億４，８３０万円、地域支援事業費４，３４２万２，０００円などとなっております。

歳入の主なものにつきましては、保険料１億８，３２１万２，０００円、国庫支出金３億９，２０６万１，０００円、支払基金交付金３億７，２３７万６，０００円、県支出金２億３７３万２，０００円、繰入金２億５，４３２万１，０００円などを計上したところでございます。

次に、議案第２７号、令和６年度中土佐町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億４，０２４万１，０００円と定めるものでございます。前年度当初予算額と比較いたしまして３９７万８，０００円の増額となっております。

歳出につきましては、総務費９０万１，０００円、後期高齢者医療広域連合納付金１億３，８９３万円、諸支出金２１万円、予備費２０万円となっております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料８，５０８万６，０００円、使用料及び手数料２，０００円、繰入金５，４９３万９，０００円、繰越金１，０００円、諸収入２１万３，０００円を計上したところでございます。

（「暫時休憩」の声あり）

議長（中城重則議長）

暫時休憩します。

（午前１０時５４分）

議長（中城重則議長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時００分）

議長（中城重則議長）

先ほど、町長からの提案理由の中で、２点ほど訂正があるという申出がっておりますので、これを許可します。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

ただいままで、議案第27号までご説明を申し上げたところでございますけれども、この間に2か所私の言い間違いがございましたので、おわびをして訂正をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、議案第20号につきまして、歳出の部分でございます。歳出の総務費51万8,000円、次に、保険給付費200万円と申し上げるところを、「保険給付費」を「介護給付費」と誤って発言をしておりますので、改めて「保険給付費」とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第24号の歳出の中です、農林水産業費の金額でございますけれども、4億9,074万2,000円のところをですね、4億9,074万9,000円と発言をいたしましたので、おわびをして訂正をさせていただきます。

議長（中城重則議長）

訂正を許可します。

はい、どうぞ。

町長（池田洋光町長）

それでは、引き続き、議案のご説明を申し上げます。

議案第28号、令和6年度中土佐町簡易水道事業会計予算についてでございますが、令和6年度の業務予定量につきましては、給水件数3,588件、年間総給水量74万2,636m³、1日平均給水量2,035m³、主要な建設改良工事といたしまして、笹場地区施設整備工事につきまして1億2,495万7,000円を予定しております。

収益的収支につきましては、収入を1億3,615万円、支出を1億3,756万2,000円としております。

資本的収支における収入につきましては1億4,110万円、支出につきましては、建設改良費1億4,263万9,000円及び企業債償還金4,329万4,000円で、総額1億8,593万3,000円となりまして、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額4,483万3,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,488万8,000円、減債積立金55万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金2,939万1,000円で補填するものとしております。

最後の議案でありますけれども、議案第29号、令和6年度中土佐町農業集落排水事業会計予算についてでございますが、令和6年4月より農業集落排水事業につきましては、公営企業会計となります。令和6年度の業務予定量につきましては、排水対象戸数350戸、年間排水処理水量7万7,502m³、1日平均処理水量212m³を予定をいたしております。

収益的収支につきましては、収入を5,222万8,000円、支出を5,264万2,000円としております。

資本的収支における収入につきましては294万9,000円、支出につきましては、企業債償還金1,754万2,000円で、総額1,804万2,000円となりまして、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額1,509万3,000円につきましては、引継金835万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額4万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金6,893万円で補填をするものとしております。

（「6，600で。6，800」の声あり）

町長（池田洋光町長）

失礼しました。訂正をいたします。

当年度分の損益勘定留保資金6，693万円で補填するものとしております。

最後の同意案件でございますけれども、同意第4号、中土佐町教育委員会教育長の選任についてでございますが、平成30年4月から6年間、教育長職を務めていただいております岡村光幸氏の再任を求めるものでございます。

岡村氏につきましては、教育長として幅広く教育分野の諸課題に取り組まれることはもとより、少子化対策における子ども子育て支援の分野に対しましてもご尽力、ご活躍を賜っておりまして、令和6年度以降につきましても、引き続きお力添えを賜りたく考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（中城重則議長）

これで、議案第5号から同意第4号までの提案理由の説明を終わります。

議長（中城重則議長）

日程第31、委員会の活動報告を行います。

予算決算常任委員長、少子化対策特別委員長から活動報告の申出があります。

本件について、まず、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

佐竹敏彦予算決算常任委員長。

予算決算常任委員長（佐竹敏彦委員長）

予算決算常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

2月1日、物価高騰対策プレミアム付商品券事業及び中土佐町食品加工業継続支援事業費補助金について調査をいたしました。

物価高騰対策プレミアム付商品券事業は、先ほど町長の行政報告でも触れられておりますが、昨年11月に国の補正予算で重点支援地方交付金が追加されたことに伴い、町民の家計負担の軽減及び町内店舗の支援と、併せて電子商品券を活用して町民のデジタル化の推進を図ることを目的とするもので、プレミアム付商品券は現段階では、スマホによる電子商品券でのキャッシュレス決済と紙商品券での支払いという2通りを考えているとの説明でありました。

電子商品券購入は、町から世帯宛てに送付する二次元コードをスマホで読み込み現金を入金する仕組みであり、紙商品券は、町内の購入場所で購入する方式とのことで、商品券の購入額は1人5，000円で、これにプレミアム額が付与されて、電子商品券は1万円分、紙商品券は8，000円分として、6，000人を対象にしているとのことです。

電子商品券につきましては、Pay Payなど既存の電子マネー決済との区分が現段階では十分

イメージ化できていないので、事業者が決定され次第、再度具体的な説明をするよう要請をしたところであります。

次に、中土佐町食品加工業継続支援事業費補助金ですが、食品衛生法の改正で、今年6月から漬物や干物などの製造業が許可制になり、衛生管理の徹底が求められるところから、県が食品加工業継続支援事業費補助金制度を創設するとの説明でありました。

対象になるのは、令和3年5月30日以前から営業している食品加工業で、町の補助金は3分の2以内とし、このうち県の補助金は2分の1以内とのことです。

なお、この件につきましては、補助対象者の確認を含め、説明会を開催するとのことでした。

以上、報告を終わります。

議長（中城重則議長）

これで、予算決算常任委員長の報告を終わります。

次に、少子化対策特別委員長の報告を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

金子裕之少子化対策特別委員長。

少子化対策特別委員長（金子裕之委員長）

少子化対策特別委員会の所管事務調査の報告を行います。

1月30日、第6回委員会を開催し、1月2日に開催された中土佐町二十歳を祝う会で行ったアンケート結果を基に協議をしました。

アンケートは7項目で、現在の動向や結婚・子育てに対する考え、将来住みたいと思っている場所などについて回答していただき、自由回答では、町に対する要望など貴重な意見をいただくことができました。

この中で、住む場所に求めるものは何ですかとの問いでは、仕事や住宅が上位であったことから、若者が住みたい町、そして帰ってきたいと思える町にするために、中土佐町に足りないものとしての考えを伺うことができました。

この結果を参考にしながら、次回では仕事について調査することとしました。

2月27日、第7回委員会を開催し、仕事をテーマに町の伝統や文化を生かした新たな産業へ結びつけていくための方策などについて協議をいたしました。

次回は、住宅をテーマとして協議する予定です。

以上、報告を終わります。

議長（中城重則議長）

これで、少子化対策特別委員長の報告を終わります。

以上で委員会の活動報告を終わります。

議長（中城重則議長）

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

議長（中城重則議長）

本日はこれで延会をします。

（午前 11 時 13 分）